

地域医療介護総合確保基金(医療分)について

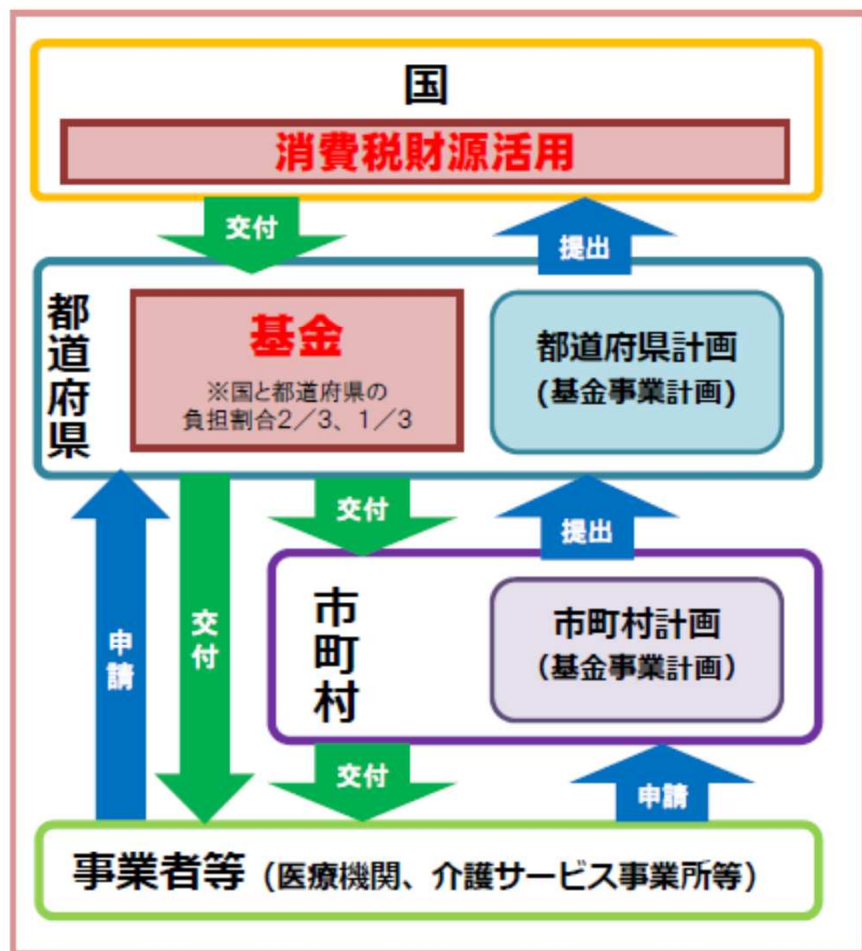
【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第4項】

都道府県は、都道府県計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村長、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

資料構成

- 1 総論
- 2 平成30年度(2018年度)熊本県計画(医療分)目標達成状況及び令和元年度(2019年度)目標値(案)について
- 3 令和元年度(2019年度)基金事業に係る国への要望状況について
- 4 令和2年度(2020年度)地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る新規提案事業募集について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を、限られた資源を有効に活用しながら、効果的かつ効率的に提供できる。

医療機能の更なる分化・連携を進める。

県内の医療・介護関係施設等での迅速な患者・利用者情報の共有と適切な連携を可能とする「くまもとメディカルネットワーク」の構築を進める。

○ 指標の動向(指標は第7次熊本県保健医療計画で設定した指標を基に設定。(以下同様))

指標	計画策定時	H30実績値	指標の動向 (策定時との比較)	目標値 (目標年度)	R1目標値(案) 上段:指標、下段:目標値(目標年度)
2025年に不足が見込まれる病床機能が増加した構想区域数計	- (H29年)	3構想区域		10構想区域 (R7年度)	継続 5構想区域(R1年度末)
地域医療等情報ネットワーク構築施設数	0施設 (H26年)	430施設 (H30年度末)		1,068施設 (H30年度末)	継続 2,482施設(R2年度末)
年齢調整死亡率(脳血管疾患)	男性33.9% 女性19.2% (H27年)	男性33.4% 女性17.4% (H29年)		低下 (H30年度末)	継続 引続き低下を目指す
年齢調整死亡率(虚血性心疾患)	男性16.2% 女性6.3% (H27年)	男性16.2% 女性6.3% (H27年)		低下または現状維持 (H30年度末)	継続 低下又は現状維持を目指す

2 居宅等における医療の提供に関する目標

医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して自分らしく療養生活を送ることができる。

医療・介護・福祉・行政などの様々な関係機関が協力しながら、各圏域の医療資源や地域の実情等に応じて、在宅医療提供体制の整備と関係機関相互の連携体制の構築を進める。

在宅医療を支援する病院、診療所、訪問看護ステーション及び薬局等における先進的な活動事例を広く県民に紹介するなど、在宅医療に係る普及啓発を進める。

指標	計画策定時	H30実績値	指標の動向 (策定時との比較)	目標値 (目標年度)	R1目標値(案) 上段:指標、下段:目標値(目標年度)
在宅療養支援病院数	42施設 (H29年10月)	48施設 (H30年10月)		50施設 (R5年10月)	継続 50施設(R5年10月)
在宅療養支援歯科診療所数	226施設 (H29年10月)	252施設 (H30年10月)		250施設 (R5年10月)	継続 280施設(R2年10月)
県内における薬局に占める薬剤訪問指導を実施している薬局の割合	29% (H29年3月)	33.1% (H30年度末)		40% (R5年3月)	継続 40.0%(R5年3月)
居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用者の割合	9.7% (H29年4月)	10.7% (H30年10月)		12.2% (R5年4月)	継続 12.2%(R5年4月)

2 平成30年度(2018年度)熊本県計画(医療分)目標達成状況及び令和元年度目標値(案)について




3 医療従事者の確保に関する目標

(1) 医師

医師の地域的な偏在を解消し、医師不足地域で医師が確保されることで、安心安全で質の高い医療サービスが提供できる。

熊本市内と地域の医療機関で連携した医師のキャリア形成を支援できる体制や医師不足地域の医療機関への医師派遣体制を構築する。

人材が不足する診療科の医師確保対策、女性医師の就業継続支援、初期臨床研修医確保対策などを推進する。




指標	計画策定時	H30実績値	指標の動向 (策定時との比較)	目標値 (目標年度)	R1目標値(案) 上段:指標、下段:目標値(目標年度)
自治医科大学卒業医師及び医師修学資金貸与医師の地域の医療機関への配置人数	15人 (H29年4月)	18人 (H30年度末)		46人 (R5年度)	継続 46人(R5年度)
初期臨床研修医の募集定員の充足率	79.1% (H29年10月)	80.1% (H30年10月)		90.0%以上 (R5年度)	継続 90.0%以上(R5年度)
勤務環境改善計画の策定病院数	14施設 (H29年度)	71施設 (H30年度)		120施設 (R5年度)	勤環センターの支援により計画策定する医療機関数15医療機関

(2) 看護職員

看護職員の県内定着が促進され、人材不足が解消されるとともに、看護職員の資質が向上することで、安心安全で質の高い看護サービスが提供できる。

県内定着の促進のための取組みや離職防止対策などを推進する。


看護師等学校・養成所などにおける看護教育環境の質の向上や入院時から在宅への移行を見据えた看護サービスが提供できる人材の育成など、看護職員の資質の向上に向けた対策を推進する。

指標	計画策定時	H30実績値	指標の動向 (策定時との比較)	目標値 (目標年度)	R1目標値(案) 上段:指標、下段:目標値(目標年度)
県内出身看護学生の県内就業率	71.4% (H28年度)	74.2% (H30年度末)		80.0% (R5年度末)	継続 80.0%(R5年度末)
病院新卒常勤看護職員の離職率	6.9% (H27年度)	9.6% (H29年度末)		6.3% (R5年度)	継続 6.3%(R5年度)
ナースセンターの支援による再就業者数	384人 (H28年度)	446人 (H30年度)		624人 (R5年度)	継続 624人(R5年度)

(3) 勤務環境改善

医療従事者の勤務環境が改善することで、医師・看護職員等の確保や医療安全の確保が図られ、患者の安全と健康が守られる。



医師、看護職員をはじめとした医療従事者の勤務環境改善を進める。

指標	計画策定時	H30実績値	指標の動向 (策定時との比較)	目標値 (目標年度)	R1目標値(案) 上段:指標、下段:目標値(目標年度)
勤務環境改善計画の策定病院数(再掲)	14施設 (H29年度)	71施設 (H30年度)		120施設 (R5年度)	勤環センターの支援により計画策定する医療機関数15医療機関

(4) 職種間の連携

各分野の職種が機能的に連携することで、高度急性期から在宅における療養まで、患者の状態に応じた適切なサービスが提供できる。

内科、歯科、薬科、看護、介護などの各分野で、連携を図る人材育成を進める。

指標	計画策定時	H30実績値	指標の動向 (策定時との比較)	目標値 (目標年度)	R1目標値(案) 上段:指標、下段:目標値(目標年度)
がん診療医科歯科連携紹介患者数	1,140人 (H29)	1,567人 (H30.年度末)		2,000人 (R4年度)	1,800人 令和元年も引き続き増加を目指す
県内における薬局に占める薬剤訪問指導を実施している薬局の割合[再掲]	29% (H29年3月)	33.1% (H30年度末)		40% (R5年3月)	継続 40.0%(R5年3月)








八代構想区域の平成30年度熊本県計画(医療分)目標達成状況・令和元年度目標値(案)について

「1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標」及び「4 医療従事者の確保に関する目標」は全県的な取組みを実施していることから、各区域の目標は全県の目標と同様とする。

指標については、第7次熊本県保健医療計画(地域保健医療計画)に基づき設定。

2 居宅等における医療の提供に関する目標

2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築を進め、関係機関や多職種が連携して在宅医療を提供し、県民が希望する身近な地域で安心して暮らすことができる体制や仕組みの構築をめざす。

指標	計画策定時	H30実績値	指標の動向 (策定時との比較)	目標値 (目標年度)	R1目標値(案) 上段:指標、下段:目標値(目標年度)
在宅療養に関する相談窓口数	0箇所 (H29年度)	2箇所		2箇所 (H35年度末)	2箇所 (H35年度末)
訪問診療を実施する病院・診療所数(推計値)	32施設	集計中		40施設 (H35年度末)	40施設 (H35年度末)
在宅療養支援病院	0箇所	1箇所		1箇所 (H35年度末)	1箇所 (H35年度末)
在宅療養支援診療所	18箇所	19箇所		21箇所 (H35年度末)	21箇所 (H35年度末)
在宅療養支援歯科診療所	16箇所	18箇所		17箇所 (H35年度末)	17箇所 (H35年度末)
在宅療養後方支援病院数	0箇所	1箇所		1箇所 (H35年度末)	1箇所 (H35年度末)
居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用率	9.0%	9%		12.2% (H35年度末)	12.2% (H35年度末)
自宅や施設で最期を迎えた方の割合	21.2%	24.4%		増加 (H35年度末)	増加 (H35年度末)

1 国への要望額等

(単位:千円、括弧内は事業数)

事業区分		令和元年度(2019年度)基金事業 国への要望額		総額に占める 各区分の割合
医療	1	1,071,348	(5)	48%
	2	182,713	(12)	8%
	4	990,822	(34)	44%
	計	2,244,883	(51)	100%

事業区分

- 1: 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(医療分)
 2: 居宅等における医療の提供に関する事業(医療分)
 4: 医療従事者の確保に関する事業(医療分)

R1.4.18時点

2 国の配分方針及び本県の対応

配分方針()のポイント

- 基金総額(医療分)は前年度比100億円の増額。総額の55%以上(570億円以上/1,034億円)を事業区分1(地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業)に充てることとする。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018について」、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」、「地域医療構想の進め方に関する議論の整理」等を踏まえ、都道府県ごとの公立・公的病院等の具体的対応方針の合意状況を中心に評価を行い、評価結果に基づき、重点配分を行うこととする。

平成31年度地域医療介護総合確保基金(医療分)の配分方針等及び調査票等の作成について
 (平成31年2月15日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)

配分方針を踏まえた本県の対応

- 事業区分1を重視する国の配分方針を踏まえ、事業区分1を重点化し国へ要望。4/18に実施された国ヒアリングにおいて事業の必要性を説明。

今後、国からの内示額を踏まえ、令和元年度(2019年度)県計画を策定

4 令和2年度(2020年度)地域医療介護総合確保基金(医療分)新規事業提案募集について

1 趣旨

令和2年度基金事業(医療分)の計上に向け、熊本県地域医療構想の達成を推進するために必要な事業の提案を広く募集するもの(平成26年度以降、毎年実施)

2 募集期間

平成31年4月15日～令和元年7月15日

・事前協議期間:平成31年4月15日～令和元年6月14日

・提案期間:令和元年7月1日～令和元年7月15日

3 対象事業

地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

居宅等における医療の提供に関する事業

医療従事者の確保に関する事業

4 募集方法

市町村、各関係団体等へ募集文書を送付する他、県ホームページへも掲載

5 事業化に当たっての考え方

- (1) 令和2年度(2020年度)の国、県予算の状況及び国の配分方針を踏まえ決定するものの、基金事業費の総額は平成31年度(2019年度)当初予算額と同程度の規模として事業化を検討
- (2) 地域医療構想の達成を推進するための課題が明示され、当該課題と提案事業内容との間に整合性がある事業について事業化を検討
- (3) 標準事業例に該当し、標準単価に基づき事業費を計上された事業について事業化を検討
- (4) 事業の達成状況や有効性を確認し、次年度以降の事業見直しに繋げる観点から、事業の実施目標及び成果目標が数値化された事業について事業化を検討
- (5) 県全域へ効果が波及される事業だけでなく、対象区域を限定した事業についても提案の対象
- (6) 診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されている事業は提案の対象外

6 提案スキーム及びスケジュール

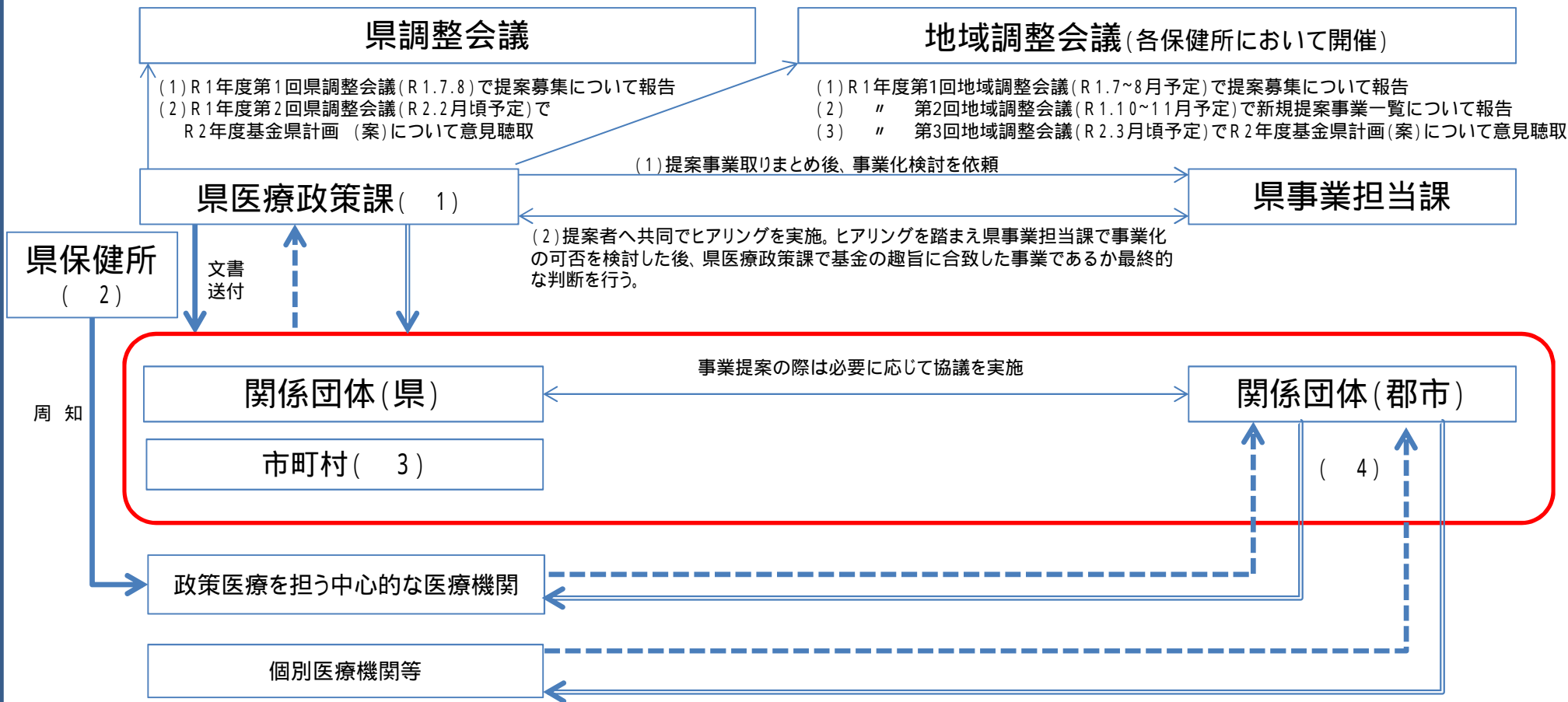
次ページ以降参照

○事業提案募集スキーム

→ : 募集

- -> : 地域の課題解決に資する事業を提案

⇒ (R2年度予算成立後) 事業採択・非採択通知



- 1 提案とりまとめ後、県医療政策課は事業担当課等と共同でヒアリング等を実施し、予算要求の是非を決定する。
- 2 調整会議で決定された「政策医療を担う中心的な医療機関」へは県保健所(熊本市内の医療機関へは県医療政策課)から提案募集に係る文書を送付する。
- 3 市町村は事業提案の際、実施主体(市町村又は県)を記入する。また基金を活用した事業を市町村において実施する場合は、県への事業提案及び県の予算措置終了後、市町村計画(案)を作成し、県へ提出するものとする。
- 4 個別医療機関等(「政策医療を担う中心的な医療機関」を除く)へは関係団体(県又は郡市)を通じて周知していただくよう依頼する。
 また、「政策医療を担う中心的な医療機関」及び個別医療機関等が提案する場合は、原則として、所属する郡市レベルの関係団体(郡市レベルの関係団体を有しない場合は、県レベルの関係団体)を経由することとする。所属する関係団体においては、当該提案が地域の課題解決に資する内容になっているか等について確認し、提案する。

4 令和2年度(2020年度)地域医療介護総合確保基金(医療分)新規事業提案募集について

